

いじめ防止のための基本方針

1 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨

学校及び教職員は、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、すべての児童が心身ともに安全で安心な学校生活を過ごすことができるように「いじめのない学校づくり」を目指して、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止の基本姿勢

いじめ防止のための以下の8つのポイントを基本姿勢とする。

- ①いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こり得るものである。
- ②いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、人間として決して許されない行為である。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、ささいに見える行為でも、心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ④いじめを受けた児童にも、何らかの原因や責任があるという考え方はあってはならない。
- ⑤いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。
- ⑥いじめは、教職員の不適切な認識や児童観、指導の在り方により助長される。
- ⑦いじめは、自尊感情の育成や社会生活上のルールを身に付けさせるなど、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめの未然防止の取組

いじめに向かわせない学校をつくるために、次の3点を重視し学校全体で組織的に取り組む。

- ・規律・・・・・・・・・・基本的な生活規律及び学習規律を身に付けさせる
- ・学力・・・・・・・・・・基礎的な学力を身に付けさせる
- ・自己有用感・・・・・・・・認められているという実感をもたせる

◆いじめを許さない心づくり

正と不正、善と悪を的確に判断する力と自他を思いやる豊かな心を育み、「いじめは絶対に許されない」という意識を培い、いじめ防止の実践力を高める。

- (1) 道徳科との関連を図った指導
- (2) 望ましい集団の在り方を学ぶ特別活動の実践
- (3) 豊かな心を育み人間としての生き方の自覚を促す道徳実践
- (4) ふるさと学習や異文化理解、五組と通常の学級の交流を重視した総合的な学習の時間の実践
- (5) ボランティア活動の奨励

◆いじめを発生させない環境づくり

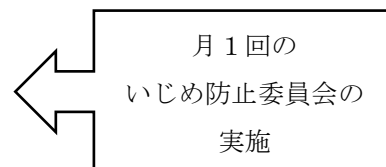
児童、家庭、地域がいじめに対する共通の認識をもち、児童相互、児童と教師、保護者と教師、地域と学校が信頼関係で結ばれた関係をつくる。

- (1) 児童一人一人をかけがえのない存在とする児童観の醸成
- (2) カウンセリングマインドを発揮した相談しやすい雰囲気づくり
- (3) ネットトラブル防止教室、非行防止教室等の実施
- (4) いじめの共通認識、学校の取組理解を図る家庭、地域への情報発信
- (5) 保護者、地域の学校経営参画の促進

◆いじめに立ち向かう体制づくり

学校全体による組織的ないじめ防止、いじめ解決が図れる組織体制を構築する。

- (1) いじめに対する共通認識や組織的対応の周知、確認
- (2) 生徒指導部を中心とした組織的な生徒指導体制の確立
- (3) PDCAサイクルに基づいた基本計画の見直し



5 基本方針に基づく具体的な手だて

(1) 組織的な体制をもって対応する。

- ・『いじめ防止委員会』『いじめ緊急対策委員会』設置。
- ・各学期に1回『ふれあいデー』を設定する。

(思いやりの心を育み指導の徹底といじめの早期発見に向けての教員の意識付)

- ・毎週金曜『生活指導夕会』による現状報告と対応への共通理解を図る。
- ・全教職員（SC・SSW・スキップ含む）による当該学級担任へのバックアップ的支援を徹底する。

(2) いじめの未然防止・早期発見に努める。

- ①ヒヤリ・ハットを見逃さない
- ②実態調査、対応についての学校評価の実施
- ③対応力を持った教員の育成
- ④未然防止策：
 - ・いじめを行うこと、いじめを見て見ぬふりをする事等は悪いことであることを認識させる
 - 指導の徹底と保護者への啓発を実施する
- ⑤早期発見策：
 - ・組織的な体制の有効活用
 - ・学校独自、教育委員会等によるいじめ実態調査の実施と活用（都・区教委による定期的な調査）
 - ・児童・保護者が利用しやすい相談体制の整備
 - ・「子ども見守りシート」の活用
 - ・管理職への報告・連絡・相談の確実な実施
- ⑥その他：
 - ・関係諸機関との密接な連携を図る（教育センター・児童相談所・子供家庭支援センター・警察等）

(3) いじめの迅速な解消を図る。

- ①管理職の指示の下、疑いも含めた現状、経緯、背景、人間関係等の継続的实施
- ②いじめ防止委員会での、調査結果の共有・分析・指導・評価・改善
- ③解消の実施計画の作成
 - ・教職員の役割分担の明確化
 - ・2週間以内の解消を想定した短期的計画の作成
 - ・人間関係再構築及び再発防止に向けた中長期的な計画の作成
- ④いじめを受けた児童・保護者への保護・支援・連絡
- ⑤いじめを行った児童への指導、保護者への協力要請
- ⑥教育委員会への迅速な報告
- ⑦計画の実施、実施状況の評価、計画の修正

(4) 全教育活動を通して「思いやり」の心を育成する。

- ①道徳教育・体験学習等の充実
- ②情報モラル教育の計画的実施
- ③児童主体による防止活動（児童会等）
- ④インターネットを利用したいじめ対策の推進